

扶桑町物品等電子入札実施要綱

令和5年12月22日要綱第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、扶桑町が発注する物品購入、物件の借入れ、役務の提供等における電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要綱の規定は、電子入札において扶桑町入札者心得書（平成2年告示第41号。以下「心得書」という。）に優先する。ただし、この要綱に規定のない事項は心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要綱及び電子入札における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム（以下「電子調達システム」という。）のことをいう。
- (2) 電子入札サブシステム 電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札サブシステムを使用して行う入札・開札等の手続をいう。
- (4) 紙入札 電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (5) オープンカウンタ（公開見積競争） 電子入札サブシステムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者との間で契約を締結する契約方式をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下

「特定認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(7) 契約担当者 契約規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。ただし、町長が電子入札に付することが適当でないと認める場合は対象としない。

(1) 指名競争入札

(2) オープンカウンタ（公開見積競争）

(電子調達システムの利用)

第5条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、扶桑町競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。ただし、オープンカウンタの場合は、利用者登録は要しないものとする。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格を取り消すものとする。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合は、落札決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約を解除するものとする。

(入札書の提出)

第7条 入札書（見積書を含む。以下同じ。）の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名等を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札サブシステムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

(2) 入札書受付締切日時 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告、指

名通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

- (3) 再度入札 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。ただし、オープンカウンタにおいては、再度見積りを実施しないこととする。

(電子ファイルの提出)

第8条 電子ファイルの提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電子ファイルの提出方法 入札参加者は内訳書等の資料の提出が必要な案件では、電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。
- (2) 電子ファイルの形式 前項の電子ファイルの容量は3MB以内とし、資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、利用規約5(3)に定めるとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。
- (3) 郵送又は持参での資料の提出 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が3MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (4) ウィルス対策 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

(紙入札での参加)

第9条 紙入札での参加は、電子入札における入札書受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第1。以下「承認願」という。)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第2)により契約担当者の承認を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 使用する印鑑は、使用印鑑届が提出されている場合は、その印鑑を使用する。使用印鑑届が未提出又は提出後に変更された場合は、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。
- (2) 入札書は、紙入札書（様式第3）を使用する。
- (3) 内訳書等の資料の提出が必要な案件については、紙入札書と共に紙媒体の資料を提出する。
- (4) 紙入札書の受付締切日時は、電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第10条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、承認願を提出し承認を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとする。

（入札参加資格の失効）

第11条 開札日までに指名停止等の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

（開札）

第12条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 開札の執行 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

イ 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者は、その者を開札に立ち会わせて上で入札書を開封し、入札金額及び電子くじ番号を電子入札サブシステムに入力した後に開札を行うものとする。

ウ 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務
に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- (3) くじの実施 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となる
べき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステム
における電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。
ただし、入札書にくじ番号の入力又は記載がない場合は、入札書の到着順
に電子入札サブシステムに「999」を登録する。

(入札の無効)

第13条 契約規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札
は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到着しない入札
 - (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
 - (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
 - (4) 内訳書等の資料の提出が必要な案件において、資料の提出がない入札
- (責任範囲)

第14条 電子入札において、申請書、入札書等は、送信データが電子調達シ
ステムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請
書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、
必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害、広域停電等の
ために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に
定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める
場合は、必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡す
る。
- (2) 重度の障害で、電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変
更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入
札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送
受信が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受
領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、
改めて紙入札書を提出させる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。